

令和4年3月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和4年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 1 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 2 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 3 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 4 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 5 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 6 号	令和3年度湖西市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 7 号	令和3年度湖西市一般会計補正予算（第11号）に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 8 号	湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定について
議案第 9 号	湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10 号	湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	湖西市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 12 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 13 号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 14 号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
議案第 15 号	湖西市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16 号	湖西市都市下水路条例の一部を改正する条例制定について
議案第 17 号	湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
議案第 18 号	湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第 19 号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議案第 20 号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
議案第 21 号	令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 12 号）
議案第 22 号	令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 23 号	令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 24 号	令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 25 号	令和 4 年度湖西市一般会計予算
議案第 26 号	令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 1

会議録署名議員の指名

5 番 福 永 桂 子

6 番 菅 沼 淳

令和 4 年 2 月 18 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 34 日間とする。

令和 4 年 2 月 18 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 1 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 片 桐 一 成

議案第 2 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 白 井 富 士 子

議案第 3 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 長 田 尚 史

議案第 4 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 蒔 山 富 士 雄

議案第 5 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 水 島 晴 美

議案第 6 号

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 12 号

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 466,127 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,546,850 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 20 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,148,595	466,127	4,614,722
	2 国庫補助金	1,907,829	466,127	2,373,956
	歳入合計	24,080,723	466,127	24,546,850

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	7,799,128	466,127	8,265,255
	2 児童福祉費	4,133,392	466,127	4,599,519
	歳出合計	24,080,723	466,127	24,546,850

議案第 7 号

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 11 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 1 号

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 623,041 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,169,891 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 月 14 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,614,722	623,041	5,237,763
	2 国庫補助金	2,373,956	623,041	2,996,997
	歳入合計	24,546,850	623,041	25,169,891

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	8,265,255	623,041	8,888,296
	1 社会福祉費	3,207,469	623,041	3,830,510
	歳出合計	24,546,850	623,041	25,169,891

議案第 8 号

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定について

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第 4 項に規定する太陽光又は風力をエネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。以下「対象設備」という。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 対象設備を設置し、これを使用して発電を行う事業（対象設備を設置するための樹木の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成

工事を含む。)をいう。

(3) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を計画し、これを実施するものをいう。

(4) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地を含む。）をいう。

(5) 工事施行者 再生可能エネルギー発電事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら工事を行うものをいう。

(6) 土地所有者等 事業区域の所有者、占有者又は管理者をいう。

(7) 地域住民等 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者及び事業区域の周辺地域に存する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、第 1 条に定める目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、市民の安全安心を確保し、地域社会の発展に寄与し、並びに自然環境及び生活環境の保全に努め、災害が発生することがないように、事業区域及び対象設備を適正に管理するとともに、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

2 事業者は、地域住民等から再生可能エネルギー発電事業に関する苦情等があった場合は、地域住民等の理解を得るため、誠実な対応をするように努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、第 1 条に定める目的を達成するために、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第 6 条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境及び生活環境の保全上支障が生じ、又は災害が発生することがないように、その所有、占有又は管理に係る事業区域の土地を適正に管理しなければならない。

（抑制区域）

第 7 条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるものを、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

(1) 土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある区域

(2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

(3) 優れた景観が良好な状態に保たれている区域

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー発電事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

2 抑制区域は、規則で定める。

3 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

(適用除外)

第 8 条 次に掲げる事業については、次条から第 21 条までの規定は、適用しない。

(1) 発電出力が 10 キロワット未満のもの（増設することによりその発電出力が 10 キロワット以上となるものを除く。）

(2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建築物に対象設備を設置するもの。

(地域住民等への説明会の実施)

第 9 条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、次条の規定による届出に先立って、あらかじめ地域住民等に対し、当該再生可能エネルギー発電事業に関する説明会を実施しなければならない。

2 事業者は、前項の説明会の実施に当たって、当該再生可能エネルギー発電事業について、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 地域住民等は、規則で定めるところにより、第 1 項の説明会を実施した事業者に対し、当該事業者が実施しようとする再生可能エネルギー発電事業についての意見を申し出ることができる。

4 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該申出をした地域住民等と協議しなければならない。

(届出)

第 10 条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業に着手しようとする日の 60 日前までに当該再生可能エネルギー発電事業に係る事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに当該変更に係る事項を市長に届け出なければならない。

(同意)

第 11 条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするとき、又は市内において実施している再生可能エネルギー発電事業の変更をしようとするときは、あらかじめ事業の着手前までに、市長の同意を得なければならない。

(同意の基準等)

第 12 条 市長は、再生可能エネルギー発電事業の計画が規則で定める基準に適合しており、かつ、自然環境及び生活環境の保全上支障がないと認めるときは同意する。

2 市長は、再生可能エネルギー発電事業の計画について、自然環境及び生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するとともに、再生可能エネルギー発電事業の計画の変更を求めるものとする。

3 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

4 市長は、必要に応じて自然環境及び生活環境の保全について、湖西市環境基本条例（平成 14 年湖西市条例第 34 号）第 14 条に規定する湖西市環境審議会その他必要と認める者の意見を聞くことができる。

5 市長は、第 1 項の規定による同意には、この条例の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（関係書類の閲覧）

第 13 条 第 11 条の同意を得た事業者は、規則で定めるところにより、当該同意に係る再生可能エネルギー発電事業を行っている間、地域住民等の求めに応じ、第 10 条第 1 項の規定による届出に係る書類の写しを閲覧させなければならない。

（着手等の届出）

第 14 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の着手、中止又は再開をするときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

（完了の届出等）

第 15 条 事業者は、対象設備の設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して 14 日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに同意の基準及び同意に付した条件等に適合していることを確認しなければならない。

（再生可能エネルギー発電事業の承継の届出）

第 16 条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

（維持管理等に関する定期報告等）

第 17 条 事業者は、稼働状況及び保守点検の維持管理の実施状況について、再生可能エネルギー発電事業の設置工事が完了した日からおおむね 1 年ごとに 1 回、規則で定めるところにより、市長に報告をしなければならない。

- 2 事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震その他の自然災害又は火災等の人為的災害その他の非常事態が発生した場合であつて、土砂流出等事業区域周辺への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、規則で定めるところにより、市長に報告をしなければならない。
- 3 市長は、地域住民等、市民又は地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、再生可能エネルギー発電事業の維持管理状況について、事業者に対し報告を求めることができる。

(再生可能エネルギー発電事業の廃止等)

第 18 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、廃止した日から起算して 14 日以内に、市長にその旨を届け出るとともに、関係法令に基づき対象設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした事業者に対し、撤去等計画に基づき対象設備の用途廃止に係る適正な措置を取ること及び事業区域の跡地利用に関する計画を定めこれを推進することを求めることができる。

(報告及び立入調査)

第 19 条 市長は、必要な限度において、事業者、工事施行者、土地所有者等その他の再生可能エネルギー発電事業の関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせて当該事業区域に係る再生可能エネルギー発電事業について調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

- 2 前項の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者又は土地所有者等に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

- 2 市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第 10 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をせず、又は当該届出に関し虚偽の届出をしたとき。

- (2) 第 11 条第 1 項の同意を得ずに再生可能エネルギー発電事業に着手したとき。

- (3) 第 17 条第 1 項若しくは第 3 項の報告をせず、又は当該報告に関し虚偽の報告をしたとき。

- (4) 第 17 条第 2 項の報告をせず、当該報告に関し虚偽の報告をし、又は同項に規定する対策を講じなかったとき。

- (5) 第 18 条第 1 項の規定による届出をせず、当該届出に関し虚偽の届出をし、又は同項の規定による撤去及び処分をしなかったとき。
- (6) 前条第 1 項の報告若しくは資料の提出をせず、当該報告に関し虚偽の報告をし、当該資料の提出に関し虚偽の資料を提出し、同項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

- 第 21 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容について、国及び県へ情報を提供するとともに公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による国及び県への情報提供又は公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

- 第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条から第 21 条までの規定は、この条例の施行の日以後に工事に着手する事業者について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に再生可能エネルギー発電事業を実施している事業者について、第 10 条、第 14 条及び第 16 条から第 21 条までの規定を適用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業に着手しようとする日の 60 日前までに」とあるのは「しているときは、規則で定めるところにより、この条例の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

議案第 9 号

湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市部設置条例（平成 13 年湖西市条例第 28 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市部設置条例の一部を改正する条例

湖西市部設置条例（平成 13 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条産業部の項中第 5 号を削る。

第 2 条都市整備部の項に次の 1 号を加える。

(7) 公共交通に関すること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第 16 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 20 条を第 22 条とし、第 19 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 20 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠

し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 21 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

湖西市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例 制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

（湖西市国民健康保険税条例の一部改正）

第 1 条 湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 27 条各号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、

当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,990円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,650円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,640円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,300円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

第27条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第3項中「第27条」を「第27条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則中第18項を第19項とし、第14項から第17項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第13項中「第27条」を「第27条第1項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「第27条」を「第27条第1項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「第27条」を「第27条第1項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「第27条」を「第27条第1項」に改め、同項を附則第11項と

する。

附則第 9 項中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に、「、及び」を「「及び」」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改め、同項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 10 条及び第 27 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 27 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

第 2 条 湖西市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改める。

(湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 3 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 4 項中「及び資産割額」」を「第 4 項中「資産割額並びに」」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第 5 条の 2 第 1 号、第 17 条第 1 項、第 27 条及び第 27 条の 2 の改正規定（「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。）並びに附則第 3 項及び第 4 項の改正規定、附則第 6 項から第 13 項までの改正規定（附則第 8 項の改正規定中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分を除く。）並びに第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 12 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条 例制定について

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
(平成 27 年湖西市条例第 13 号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとし
る。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条 例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
(平成 27 年湖西市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

第 2 階層	第 1 階層を除	市町村民税非課税世帯		0	0
第 3 階層	き、当該年度 の 4 月分から	48,600 円未満	ひとり親世帯等	7,800	7,700
			その他世帯	15,600	15,400
第 4—1 階 層	8 月分の利用 者負担額の算	48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
			その他世帯	24,000	23,600
第 4—2 階	定にあつては	57,700 円以上	ひとり親世帯等	9,000	9,000

層	前年度分の、	77,101 円未満	その他世帯	24,000	23,600
第 4—3 階層	当該年度の 9 月分から 3 月	77,101 円以上	97,000 円未満	24,000	23,600
第 5 階層	分までの利用	97,000 円以上	169,000 円未満	35,600	35,100
第 6 階層	者負担額の算	169,000 円以上	301,000 円未満	48,800	48,000
第 7 階層	定にあつては	301,000 円以上	397,000 円未満	64,000	63,000
第 8 階層	当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	397,000 円以上		80,000	78,600

」を「

第 2 階層	第 1 階層を除	市町村民税非課税世帯		0	0
第 3 階層	き、当該年度の 4 月分から	48,600 円未満	ひとり親世帯等	3,800	3,600
			その他世帯	10,800	10,000
第 4—1 階層	8 月分の利用者負担額の算	48,600 円以上	ひとり親世帯等	4,400	4,200
			その他世帯	15,600	14,800
第 4—2 階層	定にあつては前年度分の、	57,700 円以上	ひとり親世帯等	4,800	4,400
			その他世帯	20,600	19,800
第 4—3 階層	当該年度の 9 月分から 3 月	77,101 円以上	97,000 円未満	22,200	20,800
第 5 階層	分までの利用	97,000 円以上	169,000 円未満	33,200	32,800
第 6 階層	者負担額の算	169,000 円以上	301,000 円未満	48,800	48,000
第 7 階層	定にあつては	301,000 円以上	397,000 円未満	64,000	63,000
第 8 階層	当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	397,000 円以上		80,000	78,600

」に改め、同表備考 5 中「。以下「令」という。」を削り、同表備考 8 中「次に掲げる小学校就学前子ども」を「18 歳に到する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に、「当該小学校就学前子ども」を「当該 18 歳に到する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改め、同表備考 8(1)から(5)までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 改正後の湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、令和4年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月までの月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 13 号

湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定中「4 人」を「3 人以内」に改め、同条第 4 号中「2 人」の次に「以内」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 製造事業及び物流関連事業の項並びに研究所及び特定サービス事業の項中「開始すること」の次に「。ただし、自然災害その他の突発的で、かつ、やむを得ない事情による設備投資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

湖西市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定
について

湖西市道路占用料徴収条例（昭和 60 年湖西市条例第 30 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市道路占用料徴収条例（昭和 60 年湖西市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

政令第7号 第3号に掲 げる施設	津波からの一時的な避難場所としての機能 を有する堅固な施設
------------------------	----------------------------------

」を

「

政令第7条 第3号に掲 げる施設	洪水、高潮又は津波からの一時的な避難 場所としての機能を有する堅固な施設
------------------------	---

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

湖西市都市下水路条例の一部を改正する条例制定について

湖西市都市下水路条例（昭和 56 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市都市下水路条例の一部を改正する条例

湖西市都市下水路条例（昭和 56 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「第 17 条の 12」を「第 17 条の 13」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市給水条例の一部を改正する条例

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について

湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市下水道条例の一部を改正する条例

湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例制定について

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日をもって静岡県市町総合事務組合から養護老人ホームとよおか管理組合が脱退するとともに、静岡県市町総合事務規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

静岡県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

静岡県市町総合事務組合規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、養護老人ホームとよおか管理組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 3 年度湖西市一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,472,483 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,642,374 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	273,773	215,002	488,775
	1 地方交付税	273,773	215,002	488,775
15	国庫支出金	5,237,763	246,475	5,484,238
	1 国庫負担金	2,187,707	5,705	2,193,412
	2 国庫補助金	2,996,997	240,770	3,237,767
16	県支出金	1,948,447	△12,313	1,936,134
	1 県負担金	846,674	7,246	853,920
	2 県補助金	974,604	△19,559	955,045
17	財産収入	312,224	△77,006	235,218
	2 財産売払収入	293,314	△77,006	216,308
18	寄附金	301,218	16,567	317,785
	1 寄附金	301,218	16,567	317,785
19	繰入金	1,295,412	△100,000	1,195,412
	1 基金繰入金	1,226,958	△100,000	1,126,958
20	繰越金	557,830	421,002	978,832
	1 繰越金	557,830	421,002	978,832
21	諸収入	612,364	692,356	1,304,720
	5 収益事業収入	241,668	710,000	951,668
	6 雑入	355,437	△17,644	337,793
22	市債	1,602,900	70,400	1,673,300
	1 市債	1,602,900	70,400	1,673,300
	歳 入 合 計	25,169,891	1,472,483	26,642,374

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,139,144	1,278,798	4,417,942
	1 総務管理費	2,565,717	1,278,798	3,844,515
3	民生費	8,888,296	29,860	8,918,156
	1 社会福祉費	3,830,510	17,741	3,848,251
	2 児童福祉費	4,599,519	12,119	4,611,638
4	衛生費	4,088,900	△38,290	4,050,610
	1 保健衛生費	1,066,067	2,037	1,068,104
	2 清掃費	1,970,077	△30,827	1,939,250
	3 環境対策費	40,383	△9,500	30,883
6	農林水産業費	614,909	3,074	617,983
	1 農業費	597,853	3,074	600,927
8	土木費	2,331,367	133,319	2,464,686
	2 道路橋梁費	956,005	131,565	1,087,570
	3 河川費	60,653	△2,900	57,753
	4 都市計画費	1,093,216	32,654	1,125,870
	7 港湾費	55,637	△28,000	27,637
9	消防費	1,277,321	△7,359	1,269,962
	1 消防費	1,277,321	△7,359	1,269,962
10	教育費	1,867,735	73,081	1,940,816
	1 教育総務費	539,104	123	539,227
	2 小学校費	281,846	98,874	380,720
	3 中学校費	201,996	5,850	207,846
	4 幼稚園費	188,384	1,279	189,663
	6 社会教育費	345,369	△18,835	326,534
	7 保健体育費	311,036	△14,210	296,826
歳 出 合 計		25,169,891	1,472,483	26,642,374

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業版ふるさと納税関連事業 (2件)	令和3年度～令和4年度	11,000
令和3年度車両リース料 (追加分)	令和3年度～令和5年度	2,034
通信指令装置保守点検業務	令和3年度～令和4年度	22,021

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
支所整備 事業	31,400	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	28,400	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。
廃棄物処 分場整備 事業	362,300			346,800			
畜産振興 対策事業	10,100			14,400			
道路整備 事業	363,300			452,200			
道路整備 事業(街 路)	14,500			40,400			
港湾事業	29,700			14,300			
地震対策 事業	163,700			86,400			
消防車両 整備事業	67,300			62,500			

第4表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	車両維持管理事業	769
		電子市役所推進事業	4,400
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支援事業	606,161
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付事業	10,030
7 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症経済対策事業	15,014
8 土木費	2 道路橋梁費	舗装補修事業	86,053
		道路維持補修事業	21,000
		新所原笠子線道路改良事業	45,512
		横須賀橋郷北線（鷺津踏切）道路改良事業	6,000
		上ノ原藤ヶ池線（跨線橋）道路改良事業	7,800
	3 河川費	新所原排水路改修事業	27,500
	4 都市計画費	新居関所周辺まちづくり事業	6,000
鷺津駅谷上線整備事業		57,054	
10 教育費	1 教育総務費	教育施設管理事業	1,857
	2 小学校費	学校感染症対策等支援事業（各小学校管理運営事業）	8,100
		小学校施設整備事業	81,015
	3 中学校費	学校感染症対策等支援事業（各中学校管理運営事業）	5,850
	4 幼稚園費	幼稚園新型コロナウイルス対策事業	1,200
	6 社会教育費	図書館施設維持管理事業	798

議案第 22 号

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 3 号）

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,622,062 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	0	1,347	1,347
	2 国庫補助金	0	1,347	1,347
4	県支出金	4,014,455	898	4,015,353
	2 県補助金	4,014,455	898	4,015,353
6	繰入金	482,935	△163,498	319,437
	1 他会計繰入金	317,935	1,502	319,437
	2 基金繰入金	165,000	△165,000	0
7	繰越金	59,062	153,253	212,315
	1 繰越金	59,062	153,253	212,315
	歳 入 合 計	5,630,062	△8,000	5,622,062

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	諸支出金	47,200	△8,000	39,200
	1 償還金及び還付加算金	38,137	△8,000	30,137
	歳 出 合 計	5,630,062	△8,000	5,622,062

議案第 23 号

令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)

令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,110 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,211,797 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	64,549	3,110	67,659
	1 繰越金	64,549	3,110	67,659
歳 入 合 計		4,208,687	3,110	4,211,797

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	介護給付費	3,750,410	110	3,750,520
	1 介護サービス等諸費	3,750,410	110	3,750,520
4	地域支援事業費	308,153	3,000	311,153
	1 地域支援事業費	308,153	3,000	311,153
歳 出 合 計		4,208,687	3,110	4,211,797

議案第 24 号

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,064 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 733,972 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	129,524	4,064	133,588
	1 一般会計繰入金	129,524	4,064	133,588
	歳入合計	729,908	4,064	733,972

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	703,075	4,064	707,139
	1 広域連合納付金	703,075	4,064	707,139
	歳出合計	729,908	4,064	733,972

令和 4 年度湖西市一般会計予算

令和 4 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,880,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		10,600,601
	1 市民税	3,881,457
	2 固定資産税	5,795,589
	3 軽自動車税	212,233
	4 市たばこ税	311,220
	6 都市計画税	400,102
2 地方譲与税		224,180
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	4 森林環境譲与税	9,180
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		50,000
	1 配当割交付金	50,000
5 株式等譲渡所得割交付金		60,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,000
6 法人事業税交付金		220,000
	1 法人事業税交付金	220,000
7 地方消費税交付金		1,520,000
	1 地方消費税交付金	1,520,000
8 ゴルフ場利用税交付金		18,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,000
9 環境性能割交付金		36,000
	2 環境性能割交付金	36,000
10 地方特例交付金		50,000
	1 地方特例交付金	50,000

款	項	金額
		千円
11	地方交付税	120,000
	1 地方交付税	120,000
12	交通安全対策特別交付金	10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13	分担金及び負担金	136,052
	2 負担金	136,052
14	使用料及び手数料	395,109
	1 使用料	258,821
	2 手数料	136,288
15	国庫支出金	4,481,820
	1 国庫負担金	2,365,836
	2 国庫補助金	2,081,158
	3 委託金	34,826
16	県支出金	1,456,427
	1 県負担金	915,485
	2 県補助金	429,176
	3 委託金	111,766
17	財産収入	51,136
	1 財産運用収入	19,544
	2 財産売却収入	31,592
18	寄附金	320,070
	1 寄附金	320,070
19	繰入金	1,800,491
	1 基金繰入金	1,800,472
	2 特別会計繰入金	19
20	繰越金	500,000

款	項	金 額
		千円
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		549,814
	1 延滞金	14,993
	2 市預金利子	57
	4 受託事業収入	264
	5 収益事業収入	300,000
	6 雑入	234,500
22 市債		2,273,300
	1 市債	2,273,300
	歳 入 合 計	24,880,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 181,402
	1 議会費	181,402
2 総務費		2,537,083
	1 総務管理費	1,984,116
	2 徴税費	347,792
	3 戸籍住民基本台帳費	123,847
	4 選挙費	45,423
	5 統計調査費	9,849
	6 監査委員費	26,056
3 民生費		7,376,917
	1 社会福祉費	3,363,178
	2 児童福祉費	3,554,905
	3 生活保護費	458,494
	4 災害救助費	340
4 衛生費		6,622,556
	1 保健衛生費	1,097,163
	2 清掃費	4,537,624
	3 環境対策費	49,491
	4 病院費	938,278
5 労働費		69,560
	1 労働諸費	69,560
6 農林水産業費		213,678
	1 農業費	192,353
	2 林業費	18,963
	3 水産業費	2,362
7 商工費		692,229

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	692,229
8	土木費	2,284,841
	1 土木管理費	194,265
	2 道路橋梁費	642,101
	3 河川費	29,154
	4 都市計画費	1,167,169
	5 住宅費	186,064
	7 港湾費	66,088
9	消防費	1,241,177
	1 消防費	1,241,177
10	教育費	1,901,099
	1 教育総務費	577,991
	2 小学校費	240,145
	3 中学校費	273,684
	4 幼稚園費	193,467
	6 社会教育費	276,777
	7 保健体育費	339,035
11	災害復旧費	1,796
	1 農林水産業施設災害復旧費	236
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12	公債費	1,707,662
	1 公債費	1,707,662
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	24,880,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度コンピュータシステムリース料 (13件)	令和5年度～令和9年度	131,229
令和4年度事務機器等リース料 (18件)	令和5年度～令和9年度	6,760
令和4年度車両リース料 (8件)	令和5年度～令和11年度	16,734
広報こさい印刷製本業務	令和4年度～令和5年度	6,204
令和4年度湖西市土地開発公社事業資金 による公共用地取得事業 (2件)	令和4年度～令和6年度	433,453 千円と諸 経費及び 利子相当 額
航空写真撮影業務	令和4年度～令和5年度	9,753
こさい高齢者プラン策定業務	令和5年度	2,649
障害者計画策定業務	令和5年度	2,700
健康こさい 21 食育推進計画・自殺対策 計画策定業務	令和5年度	2,296
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策 定業務	令和4年度～令和5年度	4,994
湖西市都市計画マスタープラン策定業務	令和5年度	11,555
津波防災地域づくり推進計画策定業務	令和4年度～令和5年度	23,716
(仮称)消防防災センター設計業務	令和5年度	128,000
学校給食センター整備事業支援等業務	令和5年度	5,500
笠子・新居廃棄物処分場浸出水処理施設 水質分析	令和4年度～令和5年度	4,000
史跡保存活用計画策定支援業務	令和5年度	3,100
小松楼まちづくり交流館指定管理業務 (追加分)	令和5年度～令和7年度	789

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	5,400	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れ政府資 金及び地方 公共団体金 構ついで、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、 市財政の都 合により償 還期限を短 縮し、若し しくは繰上 償還又は低 利に借り換 えることが できる。
支所整備事業	18,800			
施設等整備事業	19,800			
放課後児童クラブ整備事業	37,700			
斎場整備事業	91,800			
廃棄物処分場整備事業	1,549,200			
土地改良整備事業	18,200			
観光施設整備事業	28,800			
道路整備事業	261,700			
道路整備事業(街路)	13,500			
市営住宅建設事業	104,500			
港湾事業	9,100			
地震対策事業	57,300			
消防車両整備事業	20,100			
小学校施設維持補修事業	4,600			
中学校施設維持補修事業	32,800			
計	2,273,300			

令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,535,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	1,101,958
	1 国民健康保険税	1,101,958
2	使用料及び手数料	301
	1 手数料	301
4	県支出金	4,016,591
	2 県補助金	4,016,591
5	財産収入	86
	1 財産運用収入	86
6	繰入金	341,582
	1 他会計繰入金	319,582
	2 基金繰入金	22,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	24,482
	1 延滞金	7,178
	2 加算金	2
	3 預金利子	1
	4 雑入	17,301
	歳入合計	5,535,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 20,129
	1 総務管理費	13,222
	2 徴税費	6,648
	3 運営協議会費	259
2 保険給付費		3,898,485
	1 療養諸費	3,412,077
	2 高額療養費	466,320
	3 出産育児諸費	15,128
	4 葬祭諸費	4,750
	5 移送費	110
	6 傷病手当諸費	100
3 国民健康保険事業費納付金		1,504,581
	1 医療給付費分	1,017,433
	2 後期高齢者支援金等分	359,389
	3 介護納付金分	127,759
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
6 保健事業費		65,215
	1 保健事業費	5,753
	2 特定健康診査等事業費	59,462
7 基金積立金		86
	1 基金積立金	86
8 公債費		40
	1 公債費	40
9 諸支出金		36,459
	1 償還金及び還付加算金	36,458

款	項	金 額
	2 繰出金	千円 1
10 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	5,535,000

令和 4 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,316,663 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	介護保険料	1,048,612
	1 介護保険料	1,048,612
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	894,755
	1 国庫負担金	703,115
	2 国庫補助金	191,640
4	支払基金交付金	1,117,882
	1 支払基金交付金	1,117,882
5	県支出金	618,301
	1 県負担金	572,729
	3 県補助金	45,572
6	財産収入	109
	1 財産運用収入	109
7	繰入金	613,839
	1 一般会計繰入金	605,963
	2 基金繰入金	7,876
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	23,153
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	23,151
	歳入合計	4,316,663

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	43,629
	1 総務管理費	16,901
	2 介護認定費	26,728
2	介護給付費	3,943,176
	1 介護サービス等諸費	3,943,176
4	地域支援事業費	317,814
	1 地域支援事業費	317,814
5	基金積立金	109
	1 基金積立金	109
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,812
	1 償還金及び還付加算金	1,811
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	4,316,663

令和 4 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 805,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 18 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	保険料	657,150
	1 保険料	657,150
2	使用料及び手数料	15
	1 手数料	15
3	繰入金	146,273
	1 一般会計繰入金	146,273
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1,561
	1 延滞金	10
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,550
	3 預金利子	1
	歳入合計	805,000

歳出

款	項	金額
		千円
1	総務費	24,943
	1 総務管理費	22,916
	2 徴収費	2,027
2	広域連合納付金	778,490
	1 広域連合納付金	778,490
3	諸支出金	1,567
	1 償還金及び還付加算金	1,550
	2 繰出金	17
	歳出合計	805,000

議案第 29 号

令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数			9,100戸
(2) 年間総処理水量			2,409,000m ³
(3) 一日平均処理水量			6,600m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路建設改良工事	布設延長	1,800m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			1,243,518 千円
第 1 項 営業収益			352,605 千円
第 2 項 営業外収益			890,912 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用			1,239,487 千円
第 1 項 営業費用			1,090,855 千円
第 2 項 営業外費用			147,302 千円
第 3 項 特別損失			330 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 327,233 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,205 千円、過年度分損益勘定留保資金 115,522 千円並びに当年度分損益勘定留保資金 173,506 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		1,093,221 千円
第1項 企 業 債		759,100 千円
第3項 他 会 計 出 資 金		52,968 千円
第5項 他 会 計 補 助 金		34,373 千円
第7項 補 助 金		226,364 千円
第8項 負 担 金 及 び 分 担 金		20,416 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		1,420,454 千円
第1項 建 設 改 良 費		707,578 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		712,876 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
運転管理業務 新居浄化センター	令和5年度～令和6年度	121,803 千円
水質管理業務 湖西浄化センター	令和4年度～令和5年度	1,144 千円
AEDリース料	令和5年度～令和9年度	168 千円
クラウド使用料	令和5年度～令和9年度	5,288 千円
湖西市環境センター汚泥受入棟建設工事負担金	令和5年度～令和5年度	204,225 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	405,200千円	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	353,900千円			
計	759,100千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 82,777千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、541,739千円である。

令和4年2月18日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 30 号

令和 4 年度湖西市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		26,200戸
(2) 年 間 総 配 水 量		6,680,000m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量		18,300m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長 3,900m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,211,300 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,103,635 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		107,645 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,090,233 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,080,668 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		8,535 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 581,136 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,407 千円、当年度分損益勘定留保資金 292,714 千円並びに建設改良積立金 226,015 千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	225,450 千円
第1項 企 業 債	198,000 千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円
第4項 補 助 金	7,040 千円
第5項 そ の 他 資 本 的 収 入	20,400 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	806,586 千円
第1項 建 設 改 良 費	740,278 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	66,308 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計システム使用料	令和5年度～令和9年度	5,388 千円
変更認可申請等作成業務	令和5年度～令和5年度	32,450 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業債	198,000 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 100,058 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,176 千円と定める。

令和4年2月18日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 31 号

令和 4 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	24,090人
1日平均患者数	66人
(3) 年間外来患者数	91,125人
1日平均患者数	375人
(4) 主要な建設改良事業	
中央監視装置改修工事他	105,237千円
医療機器等購入	62,141千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		3,244,260 千円
第 1 項 医業収益		2,444,580 千円
第 2 項 医業外収益		799,657 千円
第 3 項 特別利益		23 千円
	支	出
第 1 款 病院事業費用		3,510,851 千円
第 1 項 医業費用		3,417,527 千円
第 2 項 医業外費用		90,818 千円
第 3 項 特別損失		1,506 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 106,616 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		229,032 千円
第1項 企業債		167,300 千円
第2項 負担金		61,730 千円
第3項 固定資産売却代金		1 千円
第4項 寄附金		1 千円
支 出		
第1款 資本的支出		335,648 千円
第1項 建設改良費		217,560 千円
第2項 企業債償還金		118,088 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システムリース料	令和5年度～令和9年度	247,775 千円
高機能マットレスリース料	令和5年度～令和8年度	520 千円
複写機リース料	令和5年度～令和9年度	1,530 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
施設改良事業	105,200 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰
医療器械備品購入事業	62,100 千円			

				上償還又は低利に借り換えることができる。
--	--	--	--	----------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (3) 過年度損益修正損に不足が生じた場合における医業外費用と特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,916,400千円 |
| (2) 交際費 | 710千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、628,893千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、503,511千円と定める。

令和4年2月18日提出

湖西市長 影山 剛士